

5.3 環境の状況の把握のための措置

5.3.1 環境の状況の把握のための措置の基本方針

事後調査の検討にあたっては、以下を基本方針とした。

- ① 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定する。
- ② 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ、適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにする。
- ③ 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定する。
- ④ 事後調査の結果により、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、専門家の指導及び助言を得ながら必要な措置を講ずる。
- ⑤ 事後調査の結果により、環境保全措置をより詳細にできる場合には、専門家の指導及び助言を得ながらより効果的な措置を講じる。

事後調査については、事業の実施段階に応じて、必要に応じ専門家の指導及び助言を得ながら、具体的な内容を定めた事後調査計画を策定し、実施する。

5.3.2 事後調査の内容

各環境影響評価項目の予測及び評価の結果における検討の結果、各項目において実施とした事後調査の内容を以下に示す。

表 5.3-1 事後調査の内容(1/4)

項目		手法等
水環境	水質	土砂による水の濁り 1. 行うこととした理由 工事の実施（試験湛水の実施）及び土地又は工作物の存在及び供用において、流水型ダムの水質変化（特に洪水調節後にダム洪水調節地内の側岸・平地への堆積及びその後の降雨による流出）に関する知見が少なく、洪水調節により流水を貯水した場合のダム洪水調節地での濁質の堆積現象及び濁質の巻き上げ現象の予測に不確実性がある。 2. 手法 調査時期は、工事の実施における試験湛水時及び土地又は工作物の供用開始後における洪水調節を行う出水時とし、調査地域は大戸川ダムの下流河川（大戸川及び瀬田川）の水質を把握できる地域とする。 調査方法は、採水及び土砂による水の濁りに係る項目の分析等による。 3. 環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針 土砂による水の濁りの状況に応じ、専門家の指導、助言により対応する。事後調査の結果によっては、追加の環境保全措置を実施する。

表 5.3-1 事後調査の内容(2/4)

項目		手法等
動物	動物の重要な種 ハチクマ、ハヤブサ (猛禽類)	1. 行うこととした理由 環境保全措置として建設機械の稼働に伴う騒音等の抑制、作業員の出入り・工事用車両の運行に対する配慮、コンディショニング、監視とその結果への対応を実施することから、その効果を確認するための事後調査を行う。 2. 項目及び手法 (1) 環境保全措置の内容を詳細にするための調査 調査時期は工事の実施前とする。調査地域は対象つがいの行動圏内を基本とする。調査方法は各対象つがいの生息・繁殖状況の確認による。 (2) 環境保全措置の実施後に生息状況を把握するための調査 調査時期は工事の実施中及び供用開始後とする。調査地域は対象つがいの行動圏内を基本とし、特に営巣地と工事箇所の位置関係を考慮する。調査方法は対象つがいの生息・繁殖状況の確認による。 3. 環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針 対象つがいの生息状況や繁殖状況に応じ、専門家の指導及び助言により対応する。
	カワガラス	1. 行うこととした理由 環境保全措置として建設機械の稼働に伴う騒音等の抑制、作業員の出入り・工事用車両の運行に対する配慮、営巣環境となり得る環境の創出、監視とその結果への対応を実施することから、その効果を確認するための事後調査を行う。 2. 項目及び手法 (1) 環境保全措置の内容を詳細にするための調査 調査時期は工事の実施前とする。調査地域は対象つがいの行動圏内を基本とする。調査方法は対象つがいの生息・繁殖状況の確認による。 (2) 環境保全措置の実施後に生息・繁殖状況を把握するための調査 調査時期は工事の実施中及び供用開始後とする。調査地域は対象つがいの行動圏内を基本とし、特に営巣地と工事箇所の位置関係を考慮する。調査方法は対象つがいの生息・繁殖状況の確認による。 3. 環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針 対象つがいの生息状況や繁殖状況に応じ、専門家の指導及び助言により対応する。

表 5.3-1 事後調査の内容(3/4)

項目		手法等
植物	植物の重要な種	(種子植物・シダ植物：8種) コヒロハハナ ヤスリ マツバラン コモチシダ ジガバチソウ ウチョウラン サナギスゲ メガルカヤ オオヒキヨモギ (蘚苔類：2種) ウキウキゴケ コバノホソベ リミズゴケ 1. 行うこととした理由 環境保全措置として移植及び表土の撒き出しを実施することとしたが、環境保全措置の効果に係る知見が不十分であること、工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容を詳細なものにする必要があること、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあることから事後調査を行う。 2. 項目及び手法 (1) 環境保全措置の内容を詳細にするための調査 調査時期は工事の実施前とする。 調査地域は保全対象種の確認地点及び移植の候補地とする。 調査方法は保全対象種の生育状況及び移植候補地の環境の確認による。 (2) 環境保全措置の実施後に生育状況を把握するための調査 調査時期は工事の実施中及び供用開始後とする。 調査地域は移植措置の実施箇所とする。 調査方法は移植地における保全対象種の生育状況の確認によるが、詳細は「(1) 環境保全措置の内容を詳細にするための調査」に従い実施する。 3. 環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針 保全対象種の生育状況に応じ、専門家の指導及び助言により対応する。
		(種子植物・シダ植物：3種) マツバラン コモチシダ ホンゴウソウ 1. 行うこととした理由 環境保全措置として生育状況の監視を実施することとしたが、環境保全措置の効果に係る知見が不十分であること、工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容を詳細なものにする必要があること、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあることから事後調査を行う。 2. 項目及び手法 (1) 環境保全措置の内容を詳細にするための調査 調査時期は工事の実施前とする。 調査地域は保全対象種の確認地点とする。 調査方法は保全対象種の生育状況の確認による。 (2) 環境保全措置の実施後に生育状況を把握するための調査 調査時期は工事の実施中及び供用開始後とする。 調査地域は保全対象種の確認地点とする。 調査方法は移植地における保全対象種の生育状況の確認によるが、詳細は「(1) 環境保全措置の内容を詳細にするための調査」に従い実施する。 3. 環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針 保全対象種の生育状況に応じ、専門家の指導及び助言により対応する。

表 5.3-1 事後調査の内容(4/4)

項目		手法等
生態系 上位性 (河川 域)	カワガラス	1. 行うこととした理由 環境保全措置として建設機械の稼働に伴う騒音等の抑制、作業員の出入り・工事用車両の運行に対する配慮、営巣環境となり得る環境の創出、監視とその結果への対応を実施することから、その効果を確認するための事後調査を行う。 2. 項目及び手法 (1) 環境保全措置の内容を詳細にするための調査 調査時期は工事の実施前とする。調査地域は対象つがいの行動圏内を基本とする。調査方法は対象つがいの生息状況及び繁殖状況の確認による。 (2) 環境保全措置の実施後に生息状況を把握するための調査 調査時期は工事の実施中及び供用開始後とする。調査地域は対象つがいの行動圏内を基本とし、特に営巣地と工事箇所の位置関係を考慮する。調査方法は対象つがいの生息状況及び繁殖状況の確認による。 3. 環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針 対象つがいの生息状況や繁殖状況に応じ、専門家の指導及び助言により対応する。